

採用に向けた活動等におけるハラスメントの防止等について

瀬戸内市教育委員会

○ 目的

優秀な人材の確保に向け、岡山県教育委員会職員および瀬戸内市立学校職員を志望する方が安心して面談・選考等に臨むことができるよう、瀬戸内市教育委員会では、以下のとおりルールを定めています。

○ 対象者

岡山県教育委員会職員および瀬戸内市立学校職員として採用されようとし、その意思を表示している者（会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員を含む。）や岡山県教育委員会や瀬戸内市教育委員会が行う各種説明会、インターンシップ、教育実習などの活動に参加している者

○ 採用に向けた活動等

上記対象者が行う採用に向けた活動や職業の選択に資する活動

例）採用試験、各種説明会、職員（OB・OG）への訪問、インターンシップ及び教育実習への参加

○ 面談・面接等に関するルール

面談・面接等は、以下のルールで行います。

実施時間	8 時 30 分～17 時 15 分とします。（採用試験や説明会などは上記以外の時間に実施することがあります。）
場所	岡山県教育委員会または瀬戸内市教育委員会が指定した場所で行います。また、オンラインの場合は、岡山県教育委員会または瀬戸内市教育委員会が指定するツールを使用します。
連絡手段	公用メール・公用電話から連絡します。

○ 相談窓口

岡山県教育委員会または瀬戸内市教育委員会の採用活動において、万が一、職員からハラスメント（※）を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。

ご相談に当たっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応いたします。また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、選考の判断に影響することはありません。

なお、適切な調査実施のため、関係所属に相談内容等を共有し、対応する可能性がありますので、ご承知おきください。

(※) 本相談窓口におけるハラスメントは、次に掲げるハラスメントに類するものをいいます。

- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
- ・パワー・ハラスメント
- ・カスタマー・ハラスメント

◆相談窓口

○ 岡山県教育委員会の採用に関する内容

岡山県教育庁教職員課評価・企画班（教員採用に関すること）

（T e l）086-226-7915

（メール）hyouka-kikaku@pref.okayama.lg.jp

岡山県教育庁教職員課給与免許班（教育実習に関すること）

（T e l）086-226-7579

（メール）kyosyoku-menkyo@pref.okayama.jp

○ 瀬戸内市教育委員会の採用に関する内容

瀬戸内市教育委員会 総務学務課

（T e l）0869-34-5640

（メール）kyouiku@city.setouchi.lg.jp